


所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	吉 沢 寿 子	
件 名	介護保険生計困難者等に対する利用者負担額軽減措置事業実施要綱の一部を改正する訓令について			
		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関 係 事 項	条例 規則			
	部課 機関			
1. 要 旨				
<p>「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」により、介護保険法施行令及び介護保険法施行規則が一部改正されることから、所要の改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>①認定の有効期限について、「6月末日」から「7月末日」へ変更するとともに、その変更に伴い所得判定期間の変更を行う。</p> <p>②一部改正に伴い、現在発行している認定証の有効期限「平成27年6月30日」について、「平成27年7月31日」とみなす附則の追加を行う。</p> <p>(2) 施行日 決裁日をもって施行とする。</p> <p>(3) 影響及び効果 特になし</p>				
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)				
文書課において審査済				
3. 留意事項 (問題点等)				
4. 主管部処理案 (検討結果等)				
庁議報告後、速やかに改正手続きを進めたい。				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。